

**令和5年度**

**信州地酒国際コンクール出品支援事業費  
補助金募集要領**

**募集期間:令和5年4月 28 日(金)~令和6年2月 29 日(木)**

**令和5年4月**

**長野県**

**産業労働部産業技術課日本酒・ワイン振興室**

## 1 事業の目的

信州地酒の発信力を強化し認知度向上及び消費拡大を図るため、自社製品を国際コンクールに出品し、国際的な評価を高め、同時に品質の向上を図る取組について、信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」）に基づき、予算の範囲内で、経費の一部を補助します。

## 2 補助対象事業

- (1) 海外、又は国内で開催される酒類の品評会であって、国内外からの出品が認められている次の国際コンクールへの出品であること

|         | 国際コンクール  | 補助対象酒  |
|---------|--|--|
| 海外コンクール | 原則、海外を開催地として開催される国際コンクールであって、外国語による発信がなされるものをいう。例年海外で開催されるもので、当年の開催地が国内であるものを含む。 | 日本酒、焼酎、ワイン、シードル、クラフトビール、ウイスキー、ブランデー、クラフトジン、リキュール |
| 国内コンクール | 国内を開催地として開催される国際コンクールであって、同種の海外産酒類の出品が認められているものをいう。                              | ワイン、シードル、クラフトビール、ウイスキー、ブランデー、クラフトジン、リキュール        |

※日本酒及び焼酎を除く対象酒類は、海外産が国内に多く輸入され、国内における受賞も国際的な評価を高めることに資するものであるため

- (2) 令和6年3月8日までにエントリー（事業に要する費用の支払を含む）の完了が確認できるコンクールへの出品であること  
(3) 過去3年以内に**最高位評価※**を受賞したことがない国際コンクールへの出品であること

※（例）IWC の場合はゴールドメダル、全米日本酒飲評会は金賞を最高位評価とします。Q&Aに主なコンクールの例を記載しますので、ご覧ください。

- (4) 過去3年以内に最高位評価を受賞したことがある国際コンクールにおいては、次に該当する取組であること

- ① 新たな部門への出品
- ② 過去3年以内に**最高位評価を受賞した部門**において、過去3年の最大の受賞数を超えて出品する場合の当該超過出品

- (5) 補助限度額内であれば、複数のコンクールへの出品にかかる申請も可能です。

## 3 補助対象者

県内の酒造事業者

酒税法（昭和28年法律第6号）第7条に規定する酒類の製造免許を受け、長野県内に製造場を有する酒類製造者のうち、同条第2項第1号、第3号、第4号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第12号、第14号又は第15号の免許を有し、1期以上にわたり国際コンクールに出品する酒類の醸造を行っている者。

#### 4 補助対象経費

国際コンクールへ出品するための、次の経費が補助対象経費となります。

| 補助対象経費 | 内 容  |
|--------|--|
| 出品料    | 国際コンクールへの出品（エントリー）に伴い主催機関に支払う経費、登録費用、専門家の評価を受けるための追加費用 |
| 輸送料    | 出品物の梱包又は運搬に関する経費（燃油サーチャージ、関税等を含む）                      |
| 翻訳料    | 申請書類等の作成にかかる外国語翻訳に要する費用                                |
| 出品代行料  | 国際コンクールへの出品に係る業務を代理店等に委託する場合に要する費用                     |
| その他    | 知事が必要と認める経費（内容については事前に協議すること）                          |

#### 5 補助金額及び補助率

- ・ 補助限度額：10万円
- ・ 補助対象経費に対する補助率：2分の1以内（千円単位で千円未満切り捨て）  
※ 国際コンクールへの出品に他の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金を利用するコンクールへの出品に本補助金を利用することはできません（異なるコンクールへの出品に対しては可能）。

#### 6 採択件数

15件程度（予算額の範囲内で採択）

※ 申請額が予算額に達した場合は、応募期限の前に募集を締め切る場合があります。

#### 7 事業実施期間

##### (1) 事業開始年月日

- ① コンクールへの出品にかかる手続きを開始した日
- ② 交付決定以前に事業に着手する場合には、交付決定前着手届（交付要綱様式第3号）の提出が必要となります。該当の場合は日本酒・ワイン振興室へご相談ください。

##### (2) 事業終了年月日

- ① コンクールへの出品手続き等が完了した日※  
※ 対象経費に係る金額が相手方からの領収書等で確定した最後の日
- ② 令和6年3月8日（金）までに、事業に要する費用の支払を含む全ての出品手続き等を済ませてください。

#### 8 応募方法

##### (1) 応募書類の入手方法

- ① 長野県ホームページからダウンロード
- ② 長野県産業労働部産業技術課日本酒・ワイン振興室からの配布  
問い合わせ先電話番号：026-235-7126

##### (2) 応募書類

次の①、②の書類を1部提出してください。

- ① 信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金応募書（募集要領様式第1号）
- ② 信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金計画書（交付要綱様式第2号）

(3) 応募期限

令和6年2月29日（木）17：00 必着（郵送の場合は前日消印有効）

**※ 予算に限りがあるため、期限前に受付を終了する場合があります。**

(4) 提出方法

長野県産業労働部産業技術課日本酒・ワイン振興室に、(2)の応募書類を持参していただくか、郵送もしくはデータにより提出してください。

※ 応募書類の提出後、応募を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。採択の結果に関わらず応募書類は返却しませんのでご了承ください。

提出先：〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県産業労働部 産業技術課 日本酒・ワイン振興室

メール：[iizake@pref.nagano.lg.jp](mailto:iizake@pref.nagano.lg.jp)

## 9 補助対象事業者の採択

提出いただいた応募書類は、交付要綱第6の2に基づき審査を行います。

(1) 補助対象事業者選定委員会

① 審査方法

審査委員会は書類審査とし、応募書類を受付後随時実施します。（受領後おおむね7日間）

② 留意事項

- ・ 事業内容等の記載漏れにご注意ください。
- ・ 提出いただいた応募書類を審査員へ配布して審査を行います。
- ・ 記載内容の不備、事業内容の変更があった場合、再審査を行うことがあります。

(2) 項目及び審査基準

| 審査項目        | 配点  | 審査基準   |
|-------------|-----|--|
| 市場拡大の指向     | 1～5 | ・コンクールの結果により客観的な評価を獲得し、ターゲットとする国又は地域（国内を含む）に、戦略的に販路開拓を行おうとするものであること。 |
| 認知度向上の取組    | 1～5 | ・コンクールへの出品以外に認知度向上の取組を行っていること  |
| 品質の向上に向けた取組 | 1～3 | ・本事業以外に、酒類の品質向上に向けた取組を行っていること  |
| 総合          | 1～5 | ・事業計画全体による評価   |

**※審査員の採点が平均 11 点以上の場合に採択となります。**

(3) 審査結果の通知

審査委員会にて選定後、審査結果を応募者に文書で通知します。

## 10 補助事業の実施

### (1) 交付申請及び交付決定・公表

補助金交付の内示を受けた事業者は、通知後 30 日以内に、信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金交付要綱第 7 に基づき、交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を付して 1 部提出してください。（応募時と重複する関係資料は、変更がない場合は提出不要。）交付申請書の内容を審査の上、交付決定を行い、当該事業者に通知します。

### (2) 補助事業の実施

交付決定を受けた事業者は速やかに事業を開始し、事業実施期間内（令和 6 年 3 月 8 日まで）に出品手続きを完了してください。

### (3) 計画の変更・中止・申請取下

諸般の事情により、計画の変更、中止等があった場合は、長野県産業労働部産業技術課日本酒・ワイン振興室にご連絡いただくとともに、信州地酒国際コンクール出品事業費補助金交付要綱の様式第 4 号（変更承認申請書）、様式第 5 号（中止（廃止）承認申請書）、様式第 6 号（交付申請取下書）のいずれかを提出してください。

### (4) 実績報告

交付決定を受けた事業者は、事業終了後 30 日以内又は令和 6 年 3 月 8 日のいずれか早い日までに事業実績報告について実績報告書及び実績調書（交付要綱様式第 7、8 号）を各 1 部提出してください。担当職員による検査（書類の確認等）後、額の確定を行い、当該事業者へ通知します。

また、当該コンクール出品結果について、結果発表から 30 日以内に結果報告書（交付要綱様式第 9 号）により 1 部提出してください。

## 11 補助金の支払い

補助金の支払いは、精算払いとします。

額の確定を受けた事業者は、精算払請求書（交付要綱様式第 10 号）を 1 部提出してください。


## 12 成果の公表

受賞結果については、原則、県のホームページ等で公表するとともに、機会を捉えて積極的に PR していきます。

## 13 その他

- (1) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助を受けた年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間は保存してください。
- (2) 応募者は応募書類の提出を持って、補助金等交付規則、信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金交付要綱及び本募集要領の記載内容に同意したものとします。
- (3) 諸般の事情により、事業実施後にコンクール出品先から返金があった場合、当該補助金を一部返金いただくことがありますので、該当の際は長野県産業労働部産業技術課日本酒・ワイン振興室へご連絡ください。

## 14 スケジュール

| 実施時期   | 実施内容  | 備考             |
|--|---|----------------|
| 令和5年4月28日～<br><br><br>令和5年4月28日以降<br>令和6年2月29日<br>令和6年3月8日 |  募集期間<br><b>★応募書類提出</b><br>→書類受領後、随時審査委員会開催<br>→応募から2週間程度で審査結果通知及び補助金の内示<br><b>★内示後、30日以内に交付申請書提出</b><br>→交付決定<br><b>★事業開始</b><br>募集期限<br>事業終了<br><b>★実績報告書提出</b><br>→完了検査・額の確定、確定精算<br><b>★コンクール実施後出品結果報告</b> | 実績報告の報告期限は3月8日 |

## 15 お問い合わせ・応募書類提出先

長野県産業労働部産業技術振興課日本酒・ワイン振興室

住 所：長野市大字南長野字幅下 692-2

TEL：026-235-7126 FAX：026-235-7197

E-mail [jizake@pref.nagano.lg.jp](mailto:jizake@pref.nagano.lg.jp)

(募集要領様式第1号)

令和 年 月 日

信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金応募書

長野県知事 様

住 所

事業者名

代表者 職・氏名

令和 年度信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金について、  
下記の書類を添えて応募します。

記

事業計画書 (補助金交付要綱様式第2号)